

# 第3部

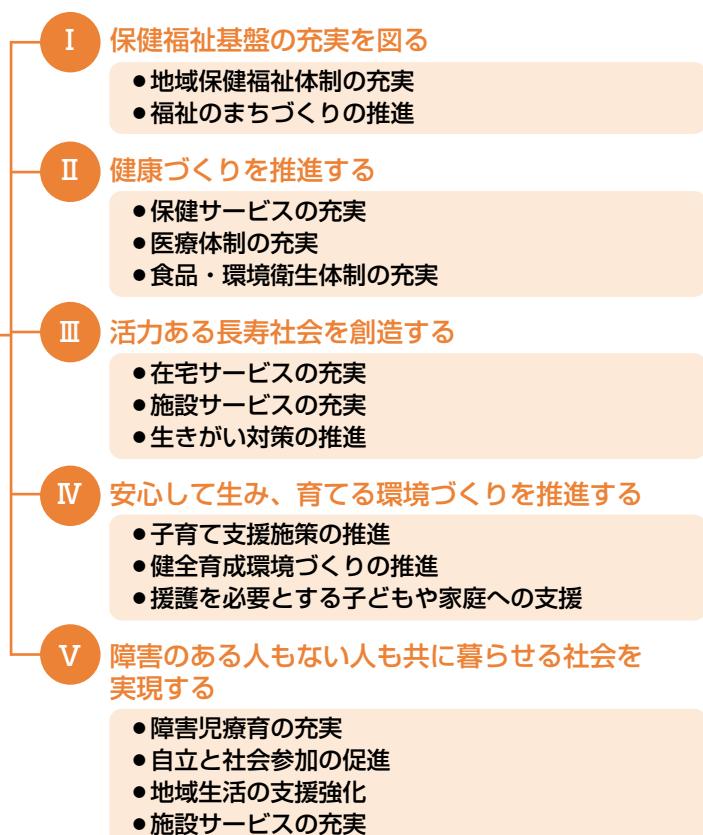
## 安心して暮らせる健康福祉のまちを創る

誰もが一生を安心して健康に過ごすことができるよう、地域保健福祉体制等保健福祉基盤の充実を図るとともに、保健サービスや医療体制の充実により健康づくりを推進します。

また、活力ある長寿社会の創造に向けて、在宅サービスや生きがい対策の充実を図るとともに、子育て支援の充実など安心して生み育てるこことできる環境づくりや障害者の自立と社会参画を促進し、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指します。

### 施策体系

#### 安心して暮らせる 健康福祉のまちを創る





## 保健福祉基盤の充実を図る

### 現況と課題

わが国では、平均寿命の伸長とともに出生率の低下が進行しており、21世紀前半には本格的な少子・高齢社会が到来することが予測されています。

こうした中で、高齢化に伴う要援護高齢者の増加や、核家族化、女性の社会進出等を背景に、これまで家庭の中で担われてきた介護や子育てをめぐる環境の変化、さらには都市化等による地域における相互扶助意識の希薄化などが進んでいます。

また、障害者についても、高齢化が進むとともに、特に近年は、重度の障害や重複した障害のある人が増えています。

一方、生涯にわたり心身ともに健康で充実した生活を送るために、健康づくりへの関心は高まっています。

このため、市民一人ひとりが、心身ともに健康で明るく充実した生活を送れるよう、利用者の立場に立った保健・医療・福祉サービスの提供体制、地域福祉活動支援、人材の養成・確保等の保健福祉基盤を充実するとともに、その効率的な活用を図り、保健・医療・福祉サービスを総合的・計画的に提供する必要があります。

また、高齢者や障害者等が自分の意思で自由に行動し、地域での自立した生活や社会参加が図られるよう建築物等のバリアフリー化など福祉のまちづくりの積極的な推進が求められるとともに、市民一人ひとりが保健福祉に対する理解と認識を深めていくことが必要となっています。

### 基本方針

すべての市民が住みなれた地域や家庭の中で自立した生活を送り、安心して暮らせる地域社会を形成するため、保健・医療・福祉の緊密な連携のもと、利用者の立場に立ったより質の高いサービスを一体的・計画的に提供できる総合的なサービス提供体制の確立や利用者の保護を図るとともに、保健福祉サービスの情報の提供に努めます。

また、生活困窮者（世帯）に対しては、生活相談、指導体制の一層の充実を図り、生活の安定と自立への支援を行います。

市民が日常生活の中で自らの心身の健康を保持・増進することができる保健・医療・福祉の拠点づくりを進めます。

なお、保健福祉施設の整備にあたっては、地域的な配置バランスや民間活力の導入を検討するとともに、多様化・高度化する保健福祉ニーズに量的・質的に十分対応できる人材の育成と確保を図ります。

市民一人ひとりがあたたかい思いやりや優しさなど、共に支え合う福祉の意識を醸成するとともに、高齢者や障害者等を含めたすべての人々の利用に配慮した福祉のまちづくりを推進します。

## 施策の展開

### 【地域保健福祉体制の充実】

保健と福祉が個々に提供していたサービスを一体化することにより、市民一人ひとりのニーズに合わせた相談から訪問・調査、サービス提供まで総合的かつ効率的に行うため、保健センターと福祉事務所を統合し、新たな保健・医療・福祉サービス提供体制の拠点施設として保健福祉センター（仮称）の整備を図ります。

個人が尊厳を持って、自立した生活を送れるよう支援するため、保健福祉サービス利用者の保護のしくみを創設するとともに、保健福祉サービスに関する情報提供の体制づくりを推進します。

市民一人ひとりが自発的に効果的な健康づくりを実践できるよう健康づくりの中核的施設の整備を推進します。

なお、保健医療ニーズの増加に対応するマンパワー不足、特に看護婦の確保と資質の向上は重要な課題であるため、市立の看護婦等養成施設を整備します。

また、福祉サービスを担う人材の確保を推進するとともに、研修体制の充実等により資質の向上を図ります。

子どもから高齢者まですべての市民が保健福祉に関する理解を深めるための福祉講座等の開催による意識啓発や、ボランティア団体等の活動の場・情報交換の場の確保に努めるとともに、ボランティア活動の情報提供の多様化・多元化が図られるよう、ボランティアセンターの機能充実を支援します。

また、地域における民間保健福祉活動を支援するため、社会福祉基金の充実やボランティア基金充実の支援を図ります。

さらに、地域住民や民生委員・児童委員、母子福祉推進員、社会福祉施設、学校、各種民間団体、企業との連携による社会福祉協議会を中心とした地域福祉ネットワークづくりを推進します。

### 【福祉のまちづくりの推進】

福祉のまちづくりを推進するための制度の創設と誘導的な施策を進めます。

高齢者・障害者等の利用に配慮した建築物の普及と住宅のバリアフリー化を促進するとともに、道路、公園等の公共施設の段差解消等により、安全・快適な歩行環境の創出を推進します。

特に、鉄道駅等を利用する高齢者・障害者等の負担を軽減するため、エレベータ等の整備を促進するなど、公共交通機関の円滑な利用の確保に努めます。



若葉いきいきプラザ（完成予想図）

# II

## 健康づくりを推進する

### 現況と課題

近年、市民の健康状態は、医学・医療の進歩、生活水準の向上、食生活の改善等により、著しく向上してきましたが、高齢化の進展、不適切な食生活、運動不足等に伴う生活習慣病の増加や複雑多様化する現代社会における過労・ストレス等による健康への悪影響が懸念されています。

このため、健康診査などによる疾病予防とともに、市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」ことを基本に、生涯にわたり身近な場所で継続的に実践できるよう、各種保健医療に関する情報の提供を含め幅広い健康づくり活動への支援が必要となっています。

また、一人ひとりのライフステージに対応した良質かつ適切な保健医療サービスの提供や、休日・夜間等の緊急時においても適切な医療を受けられる救急医療体制のより一層の充実等、多様化・高度化する保健医療ニーズへの的確な対応が求められています。

エイズ等の予防対策を充実することに加え、<sup>オ</sup>O-157等の新興感染症や結核・マラリア等の再興感染症等に対する危機管理体制の基盤整備を行うなど疾病対策の充実強化を図るほか、\*ダイオキシン等健康への影響が危惧され市民の生命や生活を脅かす化学物質の調査研究を推進する必要があります。

また、市民が、安全で衛生的な生活環境のもとで安心して暮らせるよう、食中毒対策の強化等食品の安全性の確保が求められています。



ポートアリーナ トレーニングルーム

## 基本方針

市民一人ひとりが、心身ともに健康であることは、幸せな生活を営む基礎であり、豊かな地域社会を築くための基盤となります。

また、高齢化の進行や生活習慣病の増加等により、市民の健康への関心は高まり保健医療に対するニーズは高度化・多様化しています。

このため、健康増進・疾病予防対策を積極的に推進するとともに、保健医療サービスや環境衛生等の充実を図り、健康づくりを総合的に推進します。

## 施策の展開

### 【保健サービスの充実】

市民が健康で充実した生活を送るため、栄養・運動・休養のバランスのとれた「健康づくり」が実践できるよう、健康増進センターを中心とする健康づくり体制を整備するとともに、保健所・保健センターとの連携のもと、ヘルスアップ教室等の各種事業を拡充し、また、疾病的予防と早期発見・治療を図るために、検診体制・相談業務の充実に努めます。

口腔の健康から全身の健康づくりを行うため、「\*8020（ハチマル・ニイマル）運動」を積極的に展開するとともに、各ライフステージに応じた歯科保健体制の充実に努めます。

また、エイズ、エボラ出血熱等の新興感染症や、これまで制圧したと考えられていた結核等の再興感染症は、人類にとっての脅威であり、流行に備えて情報提供及び啓発普及等の事業を展開します。

薬の飲み合わせによる副作用や重複投与の防止の啓発及び患者ごとの薬歴管理のため、かかりつけ薬局の推進



総合保健医療センター（ヘルスポートちば）

### 【医療体制の充実】

地域中核病院として、市民の多様な医療ニーズに対応するため、市立病院の建て替え及び海浜病院の増床を行うとともに、両病院の機能分担と連携を図り、救急医療、高度専門医療等の提供を行います。

また、地域医療機関等を支援するため、紹介患者への医療提供や医療機器の共同利用等を行うほか、情報システムの活用により、地域医療連携体制の強化を図るとともに、災害が発生した時に備え、在院患者の診療確保及び傷病者の受入体制の強化に努めます。

市立病院においては、急速な高齢化に伴い、老人性痴呆疾患、脳血管疾患や筋骨格系の疾患等の医療ニーズが高まることが予測されることから、老人性痴呆疾患センターの設置、リハビリテーション機能や在宅医療後方支援体制の充実を図ります。

また、精神科患者の合併症治療等への対応を図るため、精神医療機能の整備拡充を行うほか、感染症への対応、がん患者への緩和ケア等の特殊医療への対応を図ります。

海浜病院においては、少子化に対応し、安心して出産できるよう、周産期医療センターを設置するとともに、心疾患、脳血管疾患等への対応が求められていることから、循環器系高度専



市立青葉病院（完成予想図）

門医療分野をさらに充実します。

情報通信ネットワークシステムを活用し、緊急対応の医療画像伝送システムや高齢者の在宅支援システム等の整備を行います。

\*プライマリ・ケア医学の知識と技術を身につけた保健医療職の養成を行うとともに、かかりつけ医の推進を図ることにより、市民が身近な場所で適切な医療を受けられるように努めます。

初期救急医療体制については、休日・夜間の急病患者に対する初期救急医療を確保するため、診療科目の拡充及び施設の適正配置等、一層の充実を図ります。

さらに、市民が手軽に必要な医療機関情報を入手し、身近なところで、保健医療サービスを受けられるよう、地域医療機関情報提供体制の整備を促進します。

### 【食品・環境衛生体制の充実】

食中毒対策を強化し、食品の安全性のより一層の確保を図るとともに、化学物質やダニ・カビ対策等住まいの衛生環境改善を支援します。

動物愛護専門施設の整備など、動物の保護及び管理事業の総合的な推進を図るとともに、ペットに由来する人畜共通感染症に関する調査・研究を行います。

環境保健研究所における\*ダイオキシンをはじめとする\*環境ホルモン等の有害化学物質の分析など施設機能の強化を図るとともに、環境保全及び公衆衛生に関する情報の提供を的確に行います。

# III

## 活力ある長寿社会を創造する

### 現況と課題

わが国では人口の高齢化が急速に進行しており、21世紀半ばには国民のほぼ3人に1人が65歳以上という超高齢社会の到来が予測されています。

本市の65歳以上の高齢者の割合は9.4%（1995年国勢調査）と全国（14.5%）、千葉県（11.2%）に比べ若い世代が多い人口構成となっているものの、2015年には22.4%へと、今後、さらに高齢化が進行することが予測されています。

高齢化の進行は、ねたきり高齢者、痴呆性高齢者等の要援護高齢者の増加にもつながり、要援護高齢者に対する介護サービスと合わせ、要介護状態にできる限りならないようにするための予防対策や一人暮らし高齢者に対する生活支援などを総合的に展開することが大きな課題となっています。

また、高齢者自身が健康である限り、自らの意志に基づき自立した、質の高い生活を送り、様々な場面で活躍するとともに、自立が困難になった場合には、安心して支援を受けられるようなシステムが求められています。

このような状況を踏まえ、「活力ある長寿社会の創造」に向け、学習の場や交流の場など生きがいづくりを推進するとともに、要援護高齢者が安心して生活を送れるよう各種の基盤整備を促進していくことが必要となっています。

### 基本方針

わが国においては、平均寿命の伸長と少子化の進行により世界に例をみない速さで高齢化が進行しており、21世紀は「高齢者の世紀」と呼ぶこともできます。このような社会において、すべての市民が住み慣れた地域で健康で生きがいをもって、自立した生活ができる社会を築く必要があります。

このため、高齢者のニーズを的確に把握して、地域において行政と民間が役割を分担し、連携・協働して、明るくいきいきとした長寿社会を目指し、要援護高齢者のニーズに対応した保健・医療・福祉サービスの充実を図るとともに、高齢者の介護予防にとどまらず積極的な健康づくりや社会参加を高めるための生きがい施策を推進します。

また、介護保険制度の安定的な運営を図るために、介護保険施設の整備、必要な人材の確保・育成、または民間事業者の参入の促進等に努めます。



花見川いきいきプラザ

### 施策の展開

#### 【在宅サービスの充実】

高齢者が加齢や疾病等により、介護が必要となった場合においても、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、在宅サービスの充実を図ります。

ねたきり高齢者等への保健婦等による訪問指導及び機能訓練の充実に努めるとともに、在宅のねたきり高齢者等に適切な医療（看護）を提供するため、地域における訪問看護ステーションの整備を進めます。

また、痴呆性高齢者の生活を支援するため、グループホームの整備を促進します。

#### 【施設サービスの充実】

既存の保育所との複合化や小中学校の空き教室を利用したいきいきプラザのサテライト施設の整備を図ります。

ねたきり高齢者等に対し、家庭復帰を目的とし、必要な医療ケアと日常生活サービスを提供する介護老人保健施設や、常時の介護サービスを提供する特別養護老人ホーム、一人暮らしが困難な高齢者等のためのケアハウスの整備を地域的な配置バランスに留意し促進します。

#### 【生きがい対策の推進】

生きがいと生活の安定の両面から、就業機会の提供を促進するとともに、シルバー人材センターの充実強化を図ります。

高齢者の健康づくりや社会参加を促進するため、ゲートボール等軽スポーツの普及に努めます。

高度化する学習ニーズに対応するため、高齢者大学の充実を図ります。

老人クラブの活性化を図るとともに、老人クラブ活動のリーダーを養成するため、指導者研修会の充実を図ります。

ライフステージに応じ、多様な学習活動ができるよう公民館等の学級・講座等を拡充するとともに、生涯学習センターを拠点とする学習支援ネットワークなど、総合的な推進体制の整備充実に努め、生涯学習の振興を図ります。



# IV

## 安心して生み、育てる環境づくり を推進する

### 現況と課題

少子・高齢社会の到来は、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなることなど子ども自身への影響に加え、労働力の減少や社会保障費の増大等、わが国の社会・経済に様々な影響を与えることが懸念されています。

結婚や出産は、個人の選択の問題ですが、少なくとも子どもを持ちたいと希望する人が、安心して子どもを生み、育てることができるような環境づくりを進める必要があり、家庭、地域、企業などと一体となって、子育てへの支援や子どもの健全育成の推進を図る必要があります。

また、保育の現況は、少子化による児童数の減少の状況においても、女性の就労の増加等を反映し、入所児童は増える傾向を示しており、特に、大規模な住宅開発が進行する地域においては、保育所の整備が必要となっています。

核家族化や近隣関係の希薄化等による家庭や地域における子育て機能の低下は、育児不安や育児への負担につながり、児童虐待などの問題を引き起こしています。

### 基本方針

安心して子どもを生み育てができるよう、相談体制の整備や子育てと就労の両立支援など、子育てを支援するための各種施策の充実を図ります。

また、次代を担う子どもたちを健全に育成することは家庭や地域など社会全体で取り組むべき課題であることから、子どもが健やかにはぐくまれる環境づくりを推進し、すべての子どもたちの最善の利益が尊重されるよう、子どもや家庭への支援の充実を図ります。

地域における子育て機能の拠点施設である保育所の整備と多様な保育ニーズに対応した保育機能の強化を図るとともに、その専門的な機能や人材を有効に活用し、地域における子育て機能の育成を図ります。



乳児健診

### 施策の展開

#### 【子育て支援施策の推進】

出産・育児などに関する悩みや不安に適切に対応するため、相談・情報提供体制の整備や乳幼児健康診査・母子保健体制の整備・充実を図るとともに、家庭における家事や育児への男女共同参画を促進します。

女性の社会参画による多様な保育ニーズに対応するため、乳児保育、延長保育、一時保育等の充実を図り、さらに休日・夜間保育も合わせて検討し、保育所機能の強化を進めます。

また、保育所入所児童の増加及び施設の老朽化等に対応するため、増改築や複合化、適正配置も含めた整備を進めるとともに、多様な保育サービスの充実や認可外保育施設への指導、助成の充実を図ります。

さらに、育児相談に応じたり、サークル活動を支援する地域子育て支援センターを整備するとともに、保育所・幼稚園・学校の連携強化やボランティア、民間団体の活動を促進し、地域における子育て機能の育成を図ります。



地域子育て支援センター

#### 【健全育成環境づくりの推進】

子どもが地域で安全でのびのびと活動し、創造性・協調性や感性を養えるよう、児童館の整備や放課後児童健全育成事業を推進し、地域での交流や育成活動の充実を図ります。

#### 【援護を必要とする子どもや家庭への支援】

ひとり親等の多様な家庭の実状やニーズに応じた適切な支援施策の充実を図ります。

また、児童虐待や育児不安など子どもと家庭が抱える問題を早期に発見し、速やかに対応するため、児童相談所や保健所・保健センター、福祉事務所などの関係機関の連携を深めるとともに、相談・支援体制の充実を図ります。

さらに、家庭での養育困難などにより援護を必要とする子どもや家庭への対応を図るため、入所施設等の整備を促進します。



保育所の子どもたち



# 障害のある人もない人も共に 暮らせる社会を実現する

## 現況と課題

\*ノーマライゼーションの理念の浸透や施策の推進により、障害者施策への関心は高まり、障害者に対する理解も進んできましたが、本市においても、疾病構造等の変化に伴う障害者の増加や障害の重度・重複化、障害者の高齢化等が進展しているため、その対応が重要な課題となっています。

また、家庭での介護機能が低下する一方で、障害者が地域社会の中で、自立して生活できるよう、新たな施策の展開が急務となっています。

このような社会環境の変化や障害者個人の多様なニーズに応えるため、地域での総合的な支援や信頼と納得の得られる福祉サービスの質の向上が求められています。

さらに、障害者施策と児童、高齢者施策との相互利用の促進についても総合的な障害者福祉の推進と併せて対応する必要があります。

## 基本方針

障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指す\*ノーマライゼーションの理念を基に、「完全参加と平等」の目標に向けて施策を進めてきましたが、今後も、この目標を受け継ぎながら、障害者ニーズの多様化・高度化など、保健福祉を取り巻く社会環境の著しい変化への対応を図っていきます。

また、障害者自らの自立と社会参加への意欲を促進させ、障害者に対する正しい認識と理解を得るための啓発活動を推進して、障害のある人もない人も共に地域社会で安心して暮らせる社会を目指します。



療育センター

### 施策の展開

#### 【障害児療育の充実】

乳幼児に対する健康診査体制を強化し、障害があると思われる児童については訪問指導や心理相談などの事後フォローを充実します。

また、障害児が身近な地域で指導・訓練等の専門的療育が受けられるよう、障害種別を超えた施設利用による療育事業を推進します。

療育拠点施設の機能を充実し、障害児やその家族への総合的療育支援や保育・教育機関等への指導・研修など多機能化を促進するとともに、関係機関による療育のネットワークを構築します。

#### 【自立と社会参加の促進】

障害者の自立を支えるため、社会適応訓練や機能回復訓練など各種の訓練やコミュニケーションの確保、移動の支援等の事業を拡充するとともに、福祉用具の普及を促進します。

障害者スポーツに対する理解と関心を高めるとともに、障害者も利用できるスポーツ施設の整備を促進します。

障害者の福祉的就労の場となる福祉工場の整備を促進し、小規模作業所等の法定施設化を推進します。

また、障害者の一般就労を支援するため、相談・就労訓練・斡旋などを行う施設の整備を促進するとともに、関係機関のネットワーク化を推進します。

障害児教育を推進するとともに、障害と障害者に関して正しい理解と認識の定着及び普及を

促進します。

#### 【地域生活の支援強化】

障害者の地域生活を支援するため、各種福祉サービスの相談窓口と情報提供を充実するとともに、障害者が地域で生活するための基盤となる生活ホームやグループホームの整備を促進します。

各種手当の拡充やホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど在宅サービスを充実し、生活の質の向上と家族の負担軽減を図ります。

また、障害者の暮らしに配慮した住宅の整備を推進します。

防災に関する知識の普及を促進するとともに、障害者向けに「防災対応マニュアル」を作成します。

#### 【施設サービスの充実】

障害の特性に応じた適切なサービスを実施するため、障害者の地域生活を支援する福祉サービスの拠点として、体系的に施設の整備を促進し、施設の機能強化・充実を図ります。



障害者スポーツ